百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と読み替えるものとする。

8　前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定による公示送達については、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

9　手数料還付事件に関する手続における申立てその他の申述については、第三十三条の規定を準用する。

10　特別の定めがある場合を除き、手数料還付事件に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二編（第二十七条、第三十一条第二項、第三十一条の二、第三十二条の二、第三十四条第四項、第三十八条、第四十条、第四十二条及び第五十七条第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	第七十一条第八項	第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項
	準用する」と	準用する」と、「ついて、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「ついて」と
	訴訟が」とあるのは「事件が	準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定したとき」とあるのは「訴訟が完結したとき」と読み替えるものとする
第三十一条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするための法令の規定によりこの法律の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）をいう。	調書
	裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十二条の二第二項及び第三十二条の三第一項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録する	記録上明らかにする
第三十二条の三第一項	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所規則で定める方法により当該高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する	交付する

	第三十三条第五項	第九十二条の二第二項の規定は第一項の規定による書面による意見の陳述について、同法第九十二条の五の規定は
		、それぞれ準用する
		同法第九十二条の二第二項中「前項」とあり、及び同法第九十二条の五第二項
	第五十三条第一項	第百八十二条
		第百八十九条まで
		第二百八条
		を含む。）及び第二百二十九条第四項
第五十七条第一項		準用する。
電子裁判書（最高裁判所規則で定めるところにより、非訟事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）		裁判書

	第九十二条の五の規定は、	用する。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定による書面又はファイルに記録された事項に記録若しくは記録されたファイル又は第二百八条、第二百十五条第二項、第百八十二条、第百八十五条第三項、第百八十九条まで、第二百五条第二項、第二百八条第二項、第二百十五条第二項、第百八十二条、第百八十五条第三項、第百八十九条まで、第二百五条第二項、第二百八条